

## 議会のDX化に伴う文書共有システムの導入について

令和7年12月11日の議会運営委員会で決定した「議会のDX化」について、令和8年8月閉会中委員会からの実施に向けて、文書共有システム(SideBooks)の運用方法等が決定したため、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 資料閲覧方法について

令和8年8月閉会中委員会から、事務局が会議等で使用するデータを、文書共有システム(SideBooks)へ格納する。

議員は各自の端末により、文書共有システム(SideBooks)を活用して資料を閲覧する。  
※システムエラー等に備え、議員は可能な限り自己端末のデスクトップ上に会議に必要な資料のダウンロードを事前に行う。

#### 2 文書共有システム(SideBooks)とは

文書共有システム(SideBooks)は、「会議運営機能」と「文書管理機能」を一体化したペーパーレス文書共有システム。電子化(主にPDF化)した文書をクラウド上の「電子本棚」に保管し、登録されたメンバーがPC・タブレット・スマートフォンなどから閲覧・活用できる。  
なお、システム使用者は議員、事務局職員及び議長が特に必要と定めた者とする。

##### 【SideBooks 画面イメージ】



### 3 資料格納時期について

(1) 常任・特別委員会(予・決算は除く)資料:概ね1週間前

(2) 予算・決算特別委員会資料:会議前日

なお、資料の取扱いについては現行の申し合わせどおりとする。

(3) 幹事長会・議会運営委員会資料:会議前日

(4) 本会議資料:会議前日

(5) 議案説明会・全員協議会資料:会議前日

※会議録及び資料要求のあった資料等については、適宜格納することとする。

※資料格納時に事務局からの通知は行わない、各議員が適宜資料を確認することとする。

### 4 資料におけるページ番号について

ページ番号を指定する際は、従来通り資料に付番されている番号を指定する。

別紙1のとおり

### 5 議員向け講習会の実施について

全議員を対象にシステム事業者による操作講習会を実施する。

※講習会日程は、調整の上、連絡する。

### 6 無線 LAN(Wi-Fi)環境の構築・運用について

文書共有システム(SideBooks)の導入に合わせ、区議会施設(本庁舎 10 階～13 階)で利用できる無線 LAN(Wi-Fi)環境を構築し、適宜運用を開始する。

運用にあたり、利用対象者、利用方法、利用範囲等を示す「板橋区議会無線 LAN 運用要領」を別紙2のとおり定める。

なお、無線 LAN(Wi-Fi)への接続に関しては、マニュアル等を作成し、別途配付する。

### 7 予算・決算関係資料の取扱いについて

予算・決算関係資料については、他の資料と並行して閲覧・比較することが必要であり、紙ベースでの資料提供の需要が高いことから、将来の完全データ化を見据えつつ、現段階では、データと紙を併用して配付することとし、今後運用について検討していくこととする。

### 8 その他

パソコン等端末の取扱いについては、引き続き、令和5年3月22日の議会運営委員会決定「本会議場及び委員会室におけるパソコン等端末の使用について」を適用する。

【表1】総人口・年齢区分別人口の推移 (単位：人 ※高齢化率は百分率)

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
人口推計		576,918		
総人口(A)	571,122	570,951	568,411	566,700
世帯数(B)	314,364	316,080	317,285	320,867
1世帯あたりの世帯員数	1.82	1.81	1.79	1.77
年少人口	61,927	61,630	60,536	59,585
生産年齢人口	377,604	376,926	375,664	377,665
老年人口	131,591	132,395	132,257	131,746
高齢化率	23.0%	23.2%	23.3%	23.2%
高齢化率(推計)	51.5%	51.8%	52.0%	54.1%

※年少人口：14歳以下、生産年齢人口：15歳以上64歳以下、老年人口：65歳以上、高齢化率：老年人口/総人口に占める割合  
 ※高齢化率(推計)：75歳以上の老年人口に占める割合

活保運受給世帯・人員数の推移 (単位：世帯、人)

	7月	10月
世帯	14,493	14,459
人員数	17,752	17,669

【表2】転入者・転出者数の推移 (単位：人)

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
転入者(A)	39,557	37,314	37,640	37,642
転出者(B)	35,697	36,527	37,349	36,193
差引(A-B)	3,860	787	291	1,449
23区内	815	704	1,167	201
移内(移内)	△67	△372	△365	△182
移外(移外)	3,112	455	△511	1,430

【表3】30～49歳人口の構成率推移 (単位：人 ※%表記を除く、各年1月1日現在)

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
30歳～49歳人口(A)	173,732	172,438	170,202	167,194	164,731
総人口(B)	566,890	571,357	570,213	567,214	568,241
構成割合(A/B)	30.6%	30.2%	29.9%	29.5%	29.0%
5年前人口比増減	252	△275	△2,754	△5,649	△6,736
5年前人口比増減率	0.1%	△0.2%	△1.6%	△3.3%	△3.9%
転入者(C)	11,506	11,168	11,246	10,922	
転出者(D)	12,281	12,418	13,088	12,636	
転入超過(C-D)	△775	△1,250	△1,842	△1,704	

※5年前人口比増減及び増減率、5年前に比べて5年間の人口比増減している。

【表4】出生数の推移 (単位：人)

	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
日本に生じた日本人出生数	4,993	4,419	4,377	4,029	3,862	3,675	3,392
住民基本台帳出生数	4,810	4,625	4,569	4,247	4,099	3,835	3,605

※出生に生じた出生数(人口推計)、下段は住民台帳「出生基本台帳」に基づく人口、人口推計及び住民台帳による。

【表5】外国籍住民数の推移 (単位：人 ※総人口に占める割合を除く)

	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
外国籍住民数	22,002	24,096	26,049	28,266	26,968	25,832	27,941
総人口に占める割合	4.0%	4.2%	4.6%	4.9%	4.7%	4.5%	4.9%

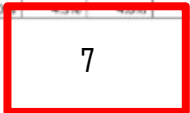
(4) 国や東京の政策動向

- 令和5(2023)年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太方針2023)では、「未来への投資の拡大と構造的質上げの実現」に向け、30年ぶりとなる高水準の質上げを持続的なものにするともに、官の投資を呼び水に過去最高水準の国内投資の早期実現を図るほか、「こども未来戦略方針」(令和5(2023)年6月13日閣議決定)に沿って少子化トレンドの反転に向けた子ども・子育て政策の抜本的強化に取り組んでいく方針などが示されました。
- 東京都においては、令和5(2023)年7月に公表された「『未来の東京』の実現に向けた重点政策方針2023」の中で、政策のバージョンアップに向けて、「IT人」が響く「国際競争力の強化」「安全・安心の確保」の3つの観点から強化していく考えを示しています。

5 No.1プラン2025の主な成果と今後の課題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

- 区議会の協力を得て活保かつの健全推正予算の編成で対応  
 補正予算編成回数→令和2(2020)年度：8回、令和3(2021)年度：10回、令和4(2022)年度：6回  
 対策に課じた金額→令和2(2020)年度：61,628百万円、令和3(2021)年度：23,106百万円、令和4(2022)年度：13,980百万円
- 感染症・区連携支援  
 ワクチン接種(令和3(2021)年7月時点で23区の高齢者人口が多い上区6区(板橋区は6番目)の中で一番高い接種率)、病院訪問・相談等向陽隊、自宅療養者医療サポート、高齢者インフルエンザ接種無料 など
- 生活支援  
 子育て世帯生活支援・子育て支援課特別給付金、住民税非課税世帯等特別給付金、いたばし生活支援臨時給付金、住宅確保給付金、福祉資金修学費支援 など
- 産業支援  
 プレミアム付いたばしPay、プレミアム付商品券発行、料子及び活用保証料助成、中小企業事業継続支援、中小企業診断士無料経営相談、区営生工事情、デジタル環境構築補助金 など
- その他  
 オンラインマルシェ、感染症対策物品購入支援、オンライン授業配信、コロナ対策寄付金事業 など



## 板橋区議会 無線 LAN 運用要領（案）資料

### 1. 目的

本会議場および議会関係室に設置する無線 LAN について、円滑かつ適正に運用するためのルールを定めるものです。

ペーパーレス化の推進と議会運営の効率化を目的としています。

### 2. 利用目的

- 議事資料の電子的閲覧
- 議事に関する調査情報確認
- ペーパーレス化等による議会運営の効率化

### 3. 利用できる方

- 区議会議員
- 区議会事務局職員
- その他、議長が必要と認めた者

※端末は各自で用意管理していただきます。

### 4. 利用時間方法

- 議会施設の使用が認められている時間内
- 議長が定める認証方法で接続
- 端末設定管理は利用者の自己責任

### 5. 禁止注意事項

- 議事と無関係なインターネット利用
- 通話等、議事の妨げとなる行為

※その他、議会運営に支障を及ぼす行為。

### 6. 利用制限

議事運営に支障が生じる場合等、議長の判断により利用を制限または停止することがあります。

### 7. 免責

無線 LAN の利用または利用不能により生じた損害について、区議会は責任を負いません。

# 板橋区議会無線 LAN 運用要領（案）

令和〇年〇月〇日  
板橋区議会議長決定

## （趣旨）

第1条 この要領は、本会議場及び議会関係室における無線 LAN を円滑に運用するため、必要な事項を定めるものとする。

## （設置目的）

第2条 無線 LAN は、次に掲げる目的のために設置するものとする。

- (1) 議事に関する資料の電子的閲覧
- (2) 議事に関係する情報の調査及び確認
- (3) 議会のペーパーレス化及び議事運営の効率化

## （利用対象者）

第3条 無線 LAN を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 区議会議員
- (2) 区議会事務局職員
- (3) その他議長が必要と認める者

2 無線 LAN の利用に必要な端末装置及びソフトウェア等の設定については、利用者自身が用意及び準備するものとする。

## （利用時間）

第4条 無線 LAN を利用できる時間は、原則として区議会施設の使用が認められている時間内とする。

## （利用方法）

第5条 無線 LAN の利用にあたっては、第3条第1項に掲げる者のみが利用可能となるよう、議長が指定する認証方法により接続するものとする。

2 無線 LAN の利用に必要な端末機器の準備及び設定は、利用者自身の責任において行うものとする。

## （利用範囲）

第6条 無線 LAN の利用は、当該会議における議事に関係する用途に限るものとする。

## （禁止事項）

第7条 利用者は、無線 LAN の利用にあたり、他の利用者または議会運営に使用を及ぼす等の行為をしてはならない。

## （情報セキュリティ）

第8条 議会事務局は、無線 LAN の適正な管理のため、必要な情報を取得し、適切に管理するものとする。

2 利用者は、無線 LAN の利用にあたり、「板橋区議会情報セキュリティ基本方針」を遵守するとともに個人情報及び非公開情報の取扱いに十分留意しなければならない。

(利用制限及び停止)

第9条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線 LAN の利用の制限又は停止を命ずることができる。

(1) 議事運営に支障を及ぼすおそれがあると認める場合

(2) 秘密会その他通信の制限が必要と認められる場合

(3) この要領に違反する行為があった場合

(免責)

第10条 議会は、無線 LAN の利用又は利用できなかったことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、無線 LAN の運用に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。